

（質疑応答の正式版は帯広市ホームページ市議会会議録に掲載されます）

所管事項	道路の維持管理に関する調査
発言項目	除雪体制の整備と強化について
	<p>（発言主旨）先シーズンの除雪費は少雪により約 6 億である。その7割近くが受託企業への最低保証だがオペレータの確保や除雪車両のリースを賄うには不十分である。除雪体制維持のための保証費増額について考えを質した。</p>
Q	市が行っている出動4回の最低保証額について考え方を伺う。また、オペレータ雇用について生活給保証の考えはあるか。
A	<p>委託業者には、新設除雪4回分を予め契約し、シーズンを通して除雪回数が4回未満であっても4回分を保障する制度であり、降雪量に係わらず、最低限必要な経費を最低保証費として計上している。</p> <p>最低保証費には新雪除雪分4回分のほか、除雪センターの運営経費や車両のリース料金の一部を計上している。現在の最低保証には、生活給の考えはない。</p>
Q	受託業者の中には、最低保証の倍額以上でオペレータを確保している実態があると聞く。また、受託業者が自腹で除雪機リースを借り上げる場合もあるがこのような企業努力を求めることに限界がある。市の考えを伺う。
A	行政、業者、地域が持つ力を総結集し、安定的かつ民間活力の永続的な維持を念頭に新たな協力体制にシフトする転換期ではないかと認識しており、今後の除雪を含めた道路の維持管理に関して、積極的に国や北海道、他の自治体などを調査し研究していく。
Q	除雪費は降雪による出動に伴い発生するとの認識が一般的である。こうした市民意識の改革なしに最低保証額を増額するのは困難である。今後の取組みを伺う。
A	「除雪連絡協議会」では寄せられた苦情の内容をもとに、対策について論議している。最も大きな問題点として、「除雪の苦情を減らすため、まずは、各地区の代表が各町内会の会員に除雪の実態を分かりやすく説明することが必要」という意見が出され、各町内会の会合などを通じて除雪の実態と、パートナーシップ制度の分かり易い説明をお願いしているところである。
	<p>（意見）除雪企業を今後も確保し、除雪体制を強化するには、最低保証についてこれまでの出動回数を基本とする考えから、出動の有無にかかわらず必要な経費を計上する考え方に改める必要がある。近年の異常天候による大雪は災害級であり、防災同様の考え方で必要な経費を確保すべきである。これを実現するために、最低保証に対する市民理解を得る取組みを合わせて強化してほしい。</p>

所管事項 学校教育に関する調査について

発言項目 教職員の働き方改革について

(発言主旨) 教職員の長時間にわたる時間外勤務の実態は深刻な状況である。この解消に向けて道教委はあらためて「新アクションプラン」を示し、対策を急ぐとしていることから内容を質し、実効ある取り組みを求めた。

Q 昨年10月に実施した教職員の時間外勤務状況調査結果の概要を伺う。

A 1人当たりの1か月間の時間外勤務時間数は、小学校で40.3時間、中学校で67.8時間となっており、前回、平成27年度に実施した同調査結果と比べると小学校は6.1時間増、中学校では6.7時間減少している。

Q 調査結果は平均値。過労死と言われる月80時間超えの超勤実態を伺う。

A 小学校で9%、中学校で43%。前は小学校7%、中学校48%である。

Q 勤務条件の改善に向けたこれまでの取り組みを伺う。

A ①管理職による勤務管理 ②変形労働時間制の活用 ③学校閉庁日の設定 ④部活動休養日の設定 ⑤校務支援システムの導入などである。

Q 中学校では部活動の超勤が大きいですが、部活動のあり方に関して先頃道教委はこれまでの取り組みを見直し「新アクションプラン」を提示した。国における新たな「ガイドライン」の作成と合わせ情勢を伺う。

A 平成30年3月にスポーツ庁は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、また、同年12月に文化庁において「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定している。この策定を受けて、都道府県において部活動の在り方に関する方針を作成することとなり、北海道においては、平成31年1月に「北海道の部活動の在り方に関する方針」が「新アクションプラン」において示されている。

A 本市においては、4月に帯広市小中学校の校長および帯広南商業高等学校の校長との意見交換会を行い、その後「帯広市立学校に係る部活動の方針」の素案を策定している。また、素案をもとに、5月の校長会役員会議と市P連にて情報提供を行い、意見交換を行っている。また、6月には帯広市体育連盟理事会、市P連の研究大会にて、素案の説明を行っている。

8月中には「帯広市立学校に係る部活動の方針」を決定し、建設文教委員会への報告を経て全校へ配布したい。

(意見) 道教委は「部活動のあり方に関する方針」で休養日及び活動時間等の設定について「定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けること」を示している。学校は定期試験前の一定期間を休むことに取り組めても「市町村共通の部活動休養日」の設定はできない。こうした市町村教委でなければできないことに鋭意取り組んでほしいし、帯広市教委がその中心的役割を果たすべきである。

## 【全委員発言項目】

### ① 道路の維持管理に関する調査について

- ・ 除雪体制の整備と強化（受託企業に対する最低保証のあり方）
- ・ 次期総合計画と除雪基本計画の関わり
- ・ 農村幹線道路の維持補修（雑木管理）
- ・ ウツベツグリーン道路の整備（ベンチの設置）

### ② 住まいに関する調査について

- ・ 空き家対策（解体と利活用）
- ・ セーフティネットとしての公営住宅入居条件の緩和

### ③ 緑の保全および公園の維持管理に関する調査について

- ・ 緑の基本計画の進捗（緑被率と緑視率、1人当たりの公園面積の確保）
- ・ 公園の安全管理

### ④ 上下水道施設の維持管理に関する調査について

- ・ 災害時における浄水場対策
- ・ 水道施設の耐震化（耐震化適合率と耐震化率の向上）
- ・ 水洗化事業の進捗

### ⑤ 学校教育に関する調査について

- ・ 僻地特認校の取り組み
- ・ 学校におけるLGBT対策
- ・ 義務教育学校の進捗状況（制服、校名、カリキュラムの決定等）
- ・ 猛暑に備えたエアコン設置の考え
- ・ 教職員の働き方改革と道教委「新アクションプラン」